

柳瀬ダム特別防災操作実施要領

令和元年 7 月

国土交通省 四国地方整備局
吉野川ダム統合管理所

(通則)

第1条 柳瀬ダム操作規則（以下「規則」という）第15条に規定するただし書き操作のうち、柳瀬ダム下流河川において、洪水被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に今後のダムへの降雨等も勘案し、ダム下流河川の被害軽減等を目的として実施する操作（以下「特別防災操作」という）については、この要領に定めるところによる。

(局長の承認等)

第2条 所長は、規則第15条、第16条に規定する操作を行っている場合において、ダム下流河川で洪水被害が発生、又は発生のおそれがある場合に、ダム下流の河川管理者、又は自治体等から特別防災操作の要請を受け、特別防災操作への移行が可能な場合は、四国地方整備局長（以下「局長」という）の承認を受けるものとする。

また、特別防災操作の継続が困難となり中止する場合も局長の承認を受けるものとする。

2 所長は、前項の規定により局長の承認を受け、特別防災操作に移行する場合、又は、特別防災操作を中止する場合は、別表－1に定める関係機関に通知するものとする。

(特別防災操作への移行)

第3条 前条第1項の特別防災操作への移行が可能な場合とは、次期洪水のおそれがなく、洪水の終了が見通せ、ダムへの貯留が可能である場合等とする。

(特別防災操作)

第4条 所長は、降雨状況、ダム下流の河川水位、ダムへの貯留が可能な容量等の把握及びダムからの放流量の設定等を実施し、特別防災操作を行うものとする。

(特別防災操作の終了)

第5条 所長は、前条に規定する操作を行っている場合において、下流河川、その他の状況から特別防災操作を継続する必要が無いと判断される場合は、特別防災操作を終了し、規則第15条または、第16条に規定する操作に移行するものとする。

(特別防災操作の中止)

第6条 第4条に規定する操作を行っている場合において、気象、水象、その他の状況により特別防災操作の継続が困難となり、放流量を増加させる必要が生じた場合は、特別防災操作を中止し、規則第15条または、第16条の操作に移行するものとする。

附則 この要領は、令和元年7月3日から適用する。

別表－ 1（第 2 条関係）

通知を行うべき関係機関

区分	通知の相手方の名称	通知方法
国土交通省	四国地方整備局	無線電話
	徳島河川国道事務所	無線電話
水資源機構	池田総合管理所	無線電話
	新宮ダム管理所	無線電話
愛媛県	四国中央土木事務所	加入電話
	銅山川発電所	加入電話
市町村	四国中央市役所	加入電話
	四国中央市役所新宮総合支所	加入電話
	四国中央市消防本部	加入電話
警察署	四国中央警察署	加入電話
放送局	N H K 松山中央放送局	加入電話